

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	52	府 省 庁 名		国土交通省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等				
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7 %の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3, 000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。 ・ 特例措置の内容 政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。				
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3				
減収見込額	[初年度] 精査中 （ — ） [平年度] 精査中 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）				
要望理由	（１）政策目的 国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。 （２）施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本装備率及び資本生産性については、足元で上昇傾向が見られるものの、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このため、こうした上昇傾向を維持するだけでなく、更なる成長につなげていくためにも、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。				
本要望に対応する縮減案	—				

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

政策の達成目標

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

同上の期間中の達成目標

政策目標の達成状況

政策目標:IX 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護
施策目標:32 建設市場の整備を推進する
施策目標:35 自動車運送業の市場環境整備を推進する

政策目標:VI 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する

国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。
具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。
【トラック】
・営業用トラックの新車登録台数
対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること

【内航船】
・内航船舶の建造の促進
中小企業の内航海運業者による年間新造船隻数を 72 隻以上

令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）

国土交通関係中小企業の生産性の向上等を図るため、以下のとおり、これら中小企業の設備投資を促進する。
・営業トラックの新車登録台数
対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること
・内航船舶の建造の促進
中小企業の内航海運業者による年間新造船隻数を 72 隻以上

【トラック】
・全車種の新車登録台数は平成 10 年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、営業用トラックの新車登録台数は対平成 10 年度比 112.9%となっている。

	平成 10 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	61,105 (115.6)	48,137 (91.1)	56,005 (106.0)	60,535 (114.5)	59,670 (112.9)
全車種 単位： 千台	4,234 (100.0)	2,739 (64.7)	2,796 (66.0)	2,995 (70.7)	3,021 (71.4)	2,906 (68.6)

		【内航海運】 中小企業の内航海運業者による内航船舶の年間新造船隻数 →新造船隻数：令和7年度は76隻で目標を達成できている。 <table><tr><td></td><td>平成 9年度</td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td><td>令和 7年度</td></tr><tr><td>新造船 隻数</td><td>65 (100.0)</td><td>64 (98.5)</td><td>74 (113.8)</td><td>55 (84.6)</td><td>63 (96.9)</td><td>76 (116.9)</td></tr></table> 下段の括弧内は平成9年度比（％） ※令和7年度から目標を中小企業の内航海運業者による年間新造船隻数に変更。		平成 9年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	新造船 隻数	65 (100.0)	64 (98.5)	74 (113.8)	55 (84.6)	63 (96.9)	76 (116.9)
	平成 9年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度										
新造船 隻数	65 (100.0)	64 (98.5)	74 (113.8)	55 (84.6)	63 (96.9)	76 (116.9)										
有効性	要望の措置の 適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 令和9年度 54,970件 令和10年度 55,135件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計														
	要望の措置の 効果見込み （手段としての 有効性）	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本装備率を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、税制適用を受けた令和7年度、令和8年度のいずれかの年度単年で51.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。														
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。														
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—														
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—														

		要望の措置の 妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
--	--	-----------------------	---

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 令和4年度 : 50,593 件 令和5年度 : 52,033 件 令和6年度 : 54,478 件 【減収額】 令和4年度 : 463 億円 令和5年度 : 515 億円 令和6年度 : 566 億円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【令和6年度】 (道府県民税) 特別償却 5 億円 税額控除 2 億円 (事業税) 特別償却 129 億円 税額控除 - 億円 (市町村民税) 特別償却 27 億円 税額控除 14 億円 (地方法人特別税) 特別償却 48 億円 税額控除 -
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	【トラック】 本特例措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、約8割の事業者が、本特例措置があることによりトラック導入の投資判断に影響を与えたと回答したアンケート結果がある。また、同アンケートにおいては、本特例措置が投資判断に与えた影響として、保有台数の増加や車両の更新の早期化等、トラック輸送の生産性向上に資する効果が得られたとの回答がある。（トラック事業者の意識調査（トラック協会によるアンケート）） 【内航海運】 本特例措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置があることによって全ての事業者が、生産性向上に資する設備や機能の投資を後押ししたと回答したアンケート結果がある。（内航海運業者への意識調査（国土交通省海事局内航課によるアンケート）） また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和8年4月10日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、同程度の設備投資を実施した企業群を比較すると、税制適用企業の資本装備率向上率は23.0%であり、非適用企業の10.1%を大きく上回っており、本措置が設備投資を後押しする直接的な効果が確認されている。さらに、税制適用企業の労働生産性は2カ年平均で4.8%向上しており、生産性向上にも一定の成果が認められ、本措置が資本装備率及び労働生産性の向上に寄与することが確認されている。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf
	前回要望時の達成目標	国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。 【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること 【内航船】 ・内航船舶の建造の促進 中小企業の内航海運業者による年間新造船隻数を72隻以上

	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	営業用トラックは令和7年度末時点で、平成10年度比112.9%となっている。内航船舶の新造船隻数については、令和7年度は76隻で目標を達成できている。 設備投資実施企業割合及び生産・営業用設備DIは好転の兆しが見られるが、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・価格転嫁が重荷になり、設備投資対キャッシュフロー比率については、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済等の対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。
これまでの要望経緯		平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トン以上→3.5トン以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成26年度 3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長) 令和元年度 2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長) 令和3年度 2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和5年度 2年間の延長(令和7年3月迄の適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数500トン以上の内航船舶にあつては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。 令和7年度 2年間の延長(令和9年3月迄の適用期間の延長)